

流山市教育委員会の法令違反かつ不適切ないじめ問題対応について

私は平成 27 年 6 月から令和元年 5 月まで、流山市教育委員会（以下、「市教委」とします。）が流山市いじめ防止対策推進条例（以下、「市条例」とします。）に基づいて設置した附属機関である「流山市いじめ対策調査会」（以下、「調査会」とします。）の委員（途中からは会長）を務めました。この期間中の市教委のいじめ問題対応には、法令違反かつ不適切な点がありました。そして、現在に至るまで市教委では対応について真摯に見直し、改善している様子は見られません。

このままでは、流山市でいじめ被害に遭っている人たちは辛い状況の中に置かれ続けることになり、新たな重大事態が生じても適切な対応がなされない恐れがあります。

また、このような状況は、流山市に固有とは考えられず、他の地域にも同様の状態が生じている可能性があります。

5 月に調査会の会長並びに委員を退任して以降、様子を見てきましたが、約 5 ヶ月が経過しても見直しをしたり改善したりする様子が見られないことから、私が経験したことを守秘義務に配慮しつつ公表することとしました。

流山市及び市教委においては、あらためていじめ問題対応の体制を見直し、抜本的な改善を図っていただきたいと思います。

市教委の法令違反の対応は、以下の通りです。

- 1) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項が定める重大事態の要件を満たす事案が発生していたにもかかわらず、同事案を重大事態と認めず、重大事態としての調査を実施しなかった。（複数年経過後、調査会の指摘等を受け、市教委はあらためて重大事態と認めた。）
- 2) 市条例第 17 条第 3 項において、重大事態が発生し、市教委が調査を行う場合には、調査を調査会に依頼することとなっている。しかしながら、重大事態と認め、市教委が調査を行うこととした案件について複数ヶ月の間、調査会に調査を委託せず、市教委職員が関係者に対する調査を一部行った。
- 3) 市条例第 16 条第 6 項で、調査会の会長及び副会長を委員の互選で決めることになっているにもかかわらず、平成 27 年 6 月から平成 29 年 5 月までの最初の委員任期期間中には会長及び副会長を決定しなかった。なお、会長及び副会長の決定がなされたのは平成 29 年 8 月であり、それも委員からの指摘があって選出することになったものである。

市教委の不適切な対応の主なものは、以下の通りです。

- 1) 市教委の特定の担当者といじめ問題の関係者との間に敵対的な関係が生じたことから当該担当者とその関係者と直接接しないようにすると調査会会議において担当の役職

者が明言したにもかかわらず、この約束を反故にし、その後も繰り返し当該担当者が関係者と接するようにし、関係者の状態を悪化させ、重大事態調査の進行を妨げた。

- 2) 令和元年5月当時、調査会委員は市教委の対応に疑問を抱き、5月末の任期満了後に委員継続の意思がないことをそれぞれ告げていたにもかかわらず、留任を説得する等の対応をとらなかった。当時、重大事態の調査が途中であったにもかかわらず、現在に至るまで旧調査会メンバーから現調査会メンバーの引き継ぎは行われておらず、実質的な調査は停止しているものと思われる。

端的に述べれば、法令に従うはずの公務員である市教委職員らが組織的に法令違反の対応を繰り返し、重大事態の調査を担うはずの調査会の運営は杜撰で、重大事態の調査に協力するどころか妨害をしていた、ということになります。

このような組織が教育行政を担っている状況は、大変恐ろしいことです。そして、市教委のこうした対応は、いじめ被害に遭った人をさらに苦しめてしまいます。

私たち旧調査会では、教育長とも直接話をさせていただきましたし、正式な文書を2回にわたって提出しています。教育長に教育者としての心がおありなら、ぜひこのような状況の市教委の改革に今からでもご尽力いただきたいと願っています。また、教育委員を任命している市長、教育委員の選出に同意し教育委員会の業務について議論できる立場の市議会議員各位におかれても、市教委の再建に力を発揮していただきたく思います。